



成人した子どもが複数人いる場合(1)

遺言者＝伊藤久恵さん（70代）
推定相続人＝長男、次男

独身の長男と独立した次男に 財産を平等に

伊藤久恵さんは、勤めていた会社を定年退職し、悠々自適な毎日を過ごしています。息子2人は成人していますが、長男は独身で伊藤さんと同居。次男は結婚し、別居しています。

財産分与について息子たちと話し合ったところ、長男が「自分が手続きを進めたい」と言っている。土地の権利証、伊藤さんの預貯金通帳、年金の通帳など全部を管理するようになりました。

長男は同居しているものの、家事を手伝うことは一切なく、食事を一緒にすることもありません。

せん。相続の話を始めからは、家も財産もすべて自分のものだと言わんばかりの振る舞いです。「長男に財産を独り占めされずに、次男にもきちんと残してやる」にはどうすればいいかと、相談に來られました。

一般的に不動産の共有はおすすめしませんが、伊藤家の場合、長男が独身で、その相続人は弟であるため共有にすることをアドバイスしました。遺言書を作成し、長男だけでなく次男の権利も入れておけば長男の暴走は防げます。これで伊藤さんの悩みは解消されました。

ポイント

- ・家に長男が住むことは了解の上で権利保全
- ・次男に贈与する方法もあるが、長男とのトラブルを避けるため、それは選択しない

遺言書例 平等に分けたい

遺言書

遺言者 伊藤久恵は次のとおり遺言する。

1. (相続) 遺言者は、不動産及び預貯金等遺言者所有の一切の財産を、遺言者の長男〇〇と次男〇〇の両名に、各2分の1の割合で相続させます。
なお、次男〇〇が遺言者より先に死亡した場合は、〇〇に相続させるとした財産をその相続人に相続させます。
2. (特別受益者の相続分) 遺言者は、これまで長男及び次男の両名にした生前贈与による特別受益の持ち戻しについては、これをすべて免除します。
3. (祭祀主宰者の指定) 遺言者は、祖先の祭祀を主宰する者として、長男〇〇を指定します。
4. (遺言執行者の指定) 遺言者は、本遺言の執行者として、次男〇〇を指定します。

(付言事項)

私の残す財産は、結婚以来、私と亡き夫が力を合わせて、誰の力も借りることなく作ってきたものです。また、借金も残していません。

いま、この財産が、信愛する二人の息子に引き継がれ、それぞれの生活に役立つことに満足しています。

については、二人の息子に対し、私の財産の相続があくまでも円満に、かつ多少の感謝の念をもって行われることを切に願っています。

令和〇年〇月〇日

〇〇県〇〇市〇〇
遺言者 伊藤久恵 (印)

※不動産の詳細は登記簿謄本のとおりに記載したほうがよい (45ページ参照)。